

関係各位

マレーシアにおける包括的経済連携(RCEP)協定の発効日等について

2022年3月18日より、包括的経済連携(RCEP)協定(以下「RCEP協定」という。)が未発効となっていたマレーシアについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、RCEP原産国をマレーシアとするRCEP協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「RCEP協定税率」という。)を適用することが可能となります。

【留意事項】

- ① RCEP協定においては、RCEP協定税率適用要求手続として、第三者証明制度、認定輸出者制度及び自己申告制度が採用されています。RCEP協定税率適用要求手続については、「初めてRCEP協定を利用される方へ」(<http://www.customs.go.jp/roo/origin/rcep.html>)をご覧ください。
- ② RCEP協定の規定を満たす原産品である貨物については、マレーシアについてRCEP協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物が、マレーシアについてRCEP協定が効力を生ずる日後であって、本年1月1日から180日以内に輸入申告される場合、必要なRCEP協定税率適用要求手続が行われることを条件として、RCEP協定税率の適用が可能となります。
- ③ RCEP原産国をマレーシアとするRCEP協定の税率適用に係るNACCSへの原産地証明識別コードの原産地(申告)識別コード(1桁目及び2桁目)は以下の通りとなります。

コード	コード内容
R7	RCEP協定(マレーシア)

- ④ RCEP協定については、本年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10カ国の間で発効し、本年2月1日に韓国についても発効しました。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

Tel: 03-3599-6337